

遊佐地先の漁業について

1. 目的

遊佐は山形県の最北に位置し、古くから日本海で地曳網、手繰網、建網、刺網、延縄、採貝等の漁業が行われてきたとされ、遊佐の漁業者は伝統的にさけ、たい、いわし、かきなどを漁獲してきたとの記録が残されている¹⁾²⁾。我が国において、海は古来より、移動や漁労の場として利用され³⁾、時代を経ていく中で、海運業をはじめ、レジャーや資源開発等、様々な産業分野で利用されている。

最近の動きとして、平成 23 年に発生した東日本大震災による原発事故を契機に再生可能エネルギー導入に注目が集まっている。

再生可能エネルギーをめぐっては、山形県は平成 24 年 3 月に「山形県エネルギー戦略」を公表し、開発促進の柱を立てるとともに、5 年目を迎えた平成 29 年 3 月には戦略の見直しを行い、事業の展開促進に向けた取り組みを進めているところである⁴⁾。

また、遊佐町においても平成 26 年 3 月に「遊佐町エネルギー基本計画」を策定し、再生可能エネルギーの導入普及を推進しているところである⁵⁾。

遊佐地先の共同漁業権区域内は、風況や海底地質も含めた海域環境に恵まれていることから、今後、洋上風力発電の事業化に高い関心が寄せられてくるものと推察される。この場合、遊佐の漁業者の生業の場である漁場や漁業者が伝統的に漁獲してきた魚は大切に守っていく必要がある。一方で海は、一般公衆の共同使用に供される「公共用物」であることから、海の利活用に関心のある多方面の声にも漁業者は耳を傾け、真摯に向き合っていくことが重要である。

このレポートは、これらを踏まえ名古屋大学の研究者による調査研究として、遊佐地先の共同漁業権区域内における漁業実態を再整理し、海の利活用に関心のある関係者に対して、遊佐の漁業実態について理解を深めてもらうことを目的としてとりまとめたものである。

2. 遊佐の海域環境

遊佐の海岸線は南北に約 17 km で、漁業者は漁業経験上、吹浦港から秋田県境まで約 6km の岸沿いの海底地質は岩礁、その沖合及び吹浦港から南は岸から沖合にかけては砂泥質とみている。歴史的には、海上保安庁水路部が全国の砂浜海岸を調査する中で、吹浦から湯野浜に続く庄内海岸の沿岸域の海底地形も調べている。その調査結果を基にした研究によると、庄内海岸は岸

から沖に向かって数段の沿岸洲が連続して発達していると報告されている⁶⁾。

漁業者の漁業経験上、及び海図⁷⁾⁸⁾からは、岸から約 4,000m 沖合までの海底地形は、等深線が遊佐の海岸線とほぼ平行になだらかに走っており、岸から約 1,000m 沖合の水深は約 10m で、約 1,000m 沖合に離れるごとに水深は約 10m ずつ深くなり、約 4,000m 沖合は約 40m の水深とみている。

日本海は対馬暖流が南から北に向かって流れており、流路については三分枝説、蛇行説の諸説あるが⁹⁾、漁業者の実感としても、遊佐地先は年間を通じて南から北への流路を、また季節によっては複雑な流路をとっていると感じている。

遊佐地先の海上風況については、年間平均風速が毎秒 7m 強で、冬季には日本海特有の風速毎秒 8m を超える北西の強風が吹く¹⁰⁾。山影が日本海に投影することで有名な鳥海山の「影鳥海」内の海域では、漁業者の実感として、東よりの風波は和らぐと感じている。

吹浦港の西方沖の水深 30～40m の地点には、2 つの天然礁があり、漁業者は礁のことを「くり」と呼んでいる（別添 1 及び 3 参照）。人工礁は海底の砂により埋もれてしまう場合があるが、漁業者の実感としては、天然礁はこうしたことにはなりにくいと感じている。

遊佐一帯は、昭和 38 年に鳥海国定公園に指定され¹¹⁾、公園区域の変更は、これまでに 2 度行われているが¹²⁾¹³⁾、国定公園の指定当時から「遊佐町の汀線より 1 キロメートル以内の海面」は自然公園法上「普通地域」に区分され一定の規制はかかっているが、漁業は対象から外れている¹⁴⁾。

3. 遊佐の漁業実態

(1) 遊佐と酒田の取決め

海共第 2 号共同漁業権（漁業法上、漁場が属すると認められる関係地区は^{15) 16)}、飛島を除く酒田市と遊佐町¹⁷⁾）区域内における漁場利用については、現在の山形県漁協合併前の旧漁協（吹浦漁協、四ヶ浦漁協）単位での漁業権の免許実態¹⁸⁾¹⁹⁾ から、遊佐と酒田それぞれの漁業者団体との間で「入会漁場操業協定書」が結ばれており、同協定及び採貝採藻をめぐる旧来の漁業慣行から次の 3 つの漁場に区分され利用されている（別添 1 参照）。

- ①遊佐の漁業者の専属漁場（別添 1 の北側の黄色点線以北の海域）
- ②酒田の漁業者の専属漁場（同、南側の黄色点線以南の海域）
- ③遊佐と酒田の刺し網漁業者の入会漁場（同、黄色点線で囲まれる海

域)

(2) 遊佐と酒田の漁業者の入会漁場

上記(1)の③の「入会漁場」の中には、次の2種類の入会漁場が存在する。

③の1 山形県知事の許可制となっているきすさし網漁業の入会漁場
(別添1の黄色点線で囲まれた海域)

③の2 同県知事の免許制となっている第二種共同漁業(刺し網)の入会漁場(同、赤色点線で囲まれた海域)

(3) 遊佐漁場の漁業実態

以下の漁業実態は、海共第2号共同漁業権区域内のうち、上記(1)の①及び③の漁場(以下「遊佐漁場」という。)における「遊佐の漁業者」の実態に限定したとりまとめである。このため、③の漁場における「酒田の漁業者」の実態や「遊佐漁場」の沖で操業する遊佐の漁業者等の小型機船底びき網やごち網漁業等の実態は盛り込んでいない。

[漁具漁法、漁船及び漁業経営体数]

現在、遊佐漁場には浮刺網をはじめ16種類の漁具・漁法²⁰⁾²¹⁾の実態がある(別添2及び別添4参照)、遊佐漁場で操業を行う漁船の数は、32隻あり、漁業経営体数は63である。

[漁業の権利主体と漁場利用の特性]

遊佐漁場で操業する漁業については、

① 漁業法に基づく共同漁業に係る知事免許漁業(漁業権)¹⁷⁾²²⁾

② 山形県海面漁業調整規則に基づく知事許可漁業²³⁾

③ 国又は県の免許・許可制の対象外である自由漁業
の3種類が存在する(別添2参照)。

①の知事免許漁業における権利主体は、山形県知事から共同漁業権の免許を受けた山形県漁協(ただし、漁協は漁業権管理のみを行い、漁業の行使者は遊佐地区の漁協組合員)である。②の知事許可漁業における権利主体は、許可を受けた個人であって、山形県漁協ではない。③の自由漁業は、行政による免許・許可を要しない漁業であり、個々の者が漁業を自由に営んでいる(知事許可漁業や自由漁業を営む個々の者と山形県漁協との関係については、個々の者は漁協に任意加入する組合員で、

漁協の一出資者である)。

共同漁業権区域内では、漁業権に基づく共同漁業のみが独占排他的に漁業を行っているような印象を一般的に持たれる場合があるが、知事許可漁業、自由漁業も同区域内で重疊的に輻輳して操業を行っていることに留意する必要がある。

遊佐漁場では、知事許可漁業として、張網、きすさし網、小型機船底びき網の3種類が、自由漁業として底延縄、浮延縄、曳縄釣、竿釣・手釣の4種類の漁業実態がある。

[主な漁獲物と操業時期]

遊佐漁場では、まだい・ちだい、ひらめ、かれい、はたはた、ぶり・いなだ、さくらます、しろさけ、たこ、いわがき、あわびが代表的な漁獲物である。

主操業時期は、漁獲される魚によっても異なる。遊佐の漁業者の年間の操業日数は平均的に100日程度である。

[主漁場と水深、漁場占有]

遊佐の代表的な漁法である浮刺網、底刺網、壺・箱、籠が良く使う漁場は、15～30mの水深帯であり、この水深帯に漁具を固定し、漁場を占有する。浮刺網や底刺網は、1経営体当たりの敷設する漁具の規模も大きく、漁業経営体の数も他の漁法と比較して多いため漁場占有の程度は大きい(浮刺網を営む漁業経営体は23あり、1経営体当たり1網の長さが約40～60mの網を4網1組とし、通常2組を海中に敷設。底刺網は7経営体あり、1経営体当たり1網の長さが約40～60mの網を15網1組とし、通常4組を海底に敷設)。

張網、落網(小型定置)の漁具は、遊佐漁場北側の特定の場所・水深帯に敷設され、漁場を占有するが、1経営体当たりの敷設する漁具数は少なく、かつ漁業経営体の数も少ないため、遊佐漁場全体に占める占有の程度は小さい(漁場占有面積は、張網が約150,000 m²、落網が約40,000 m²)。

海藻や貝類等(あわび、さざえ、いわがき等)を漁獲する雑漁具や簡易潜水器等の漁法は、吹浦港防波堤、吹浦港より北の岸沿いの岩礁域及び日向川を挟んだ比子地区海岸地先のヘッドランド(海岸侵食防止のための人口岬)が漁場であり、水深帯は深くても15mまでである。遊佐漁場全体に占める漁場占有の程度は小さいが、漁業経営体の数は約30名

である。

知事許可漁業の小型機船底びき網及びきすさし網、自由漁業の曳縄釣及び竿釣・手釣の漁法は、10～40m の水深帯の遊佐漁場内を漁船で移動しながら操業をするため、漁具を漁場に固定したり、敷設はしない。操業は比較的広範囲に展開するが、漁業経営体の数は数名程度である（別添 3 を参照）。

[遡河性魚種の伝統的漁獲]

遊佐漁場において、遊佐の漁業者は、主に浮刺網、落網(小型定置)の固定漁具による漁法で伝統的にしろさけ、さくらますを漁獲している。遊佐には、月光川と日向川の 2 つの河川があり、両河川の河口域は、山形県海面漁業調整規則により、網漁具による水産動植物の採捕禁止区域及び期間が定められている²³⁾（別添 3）。

遊佐で、しろさけ、さくらます等、川と海を行き来する遡河性魚種のふ化放流等、増殖事業に取り組んでいる組織としては、

① 月光川水系には、月光川養漁協、箕輪鮭漁業生産組合、枡川鮭漁業生産組合、高瀬川鮭漁業生産組合、洗沢鮭漁業生産組合の 5 法人

② 日向川水系には、日向荒瀬漁協、日向川鮭漁業生産組合の 2 法人がある。この中でも特に、月光川は日本海におけるしろさけのふ化放流事業の拠点河川となっている²⁴⁾

遊佐の漁業者は、しろさけの水揚げ金額の一定額をふ化放流に取り組んでいる漁業生産組合等の関係団体で組織される山形県鮭人工孵化事業連合会に対してふ化放流事業の協力金として負担している。なお、漁業生産組合は、水産業協同組合法を根拠として設立される「漁業及びその附帯事業」を行う法人である²⁵⁾。

[養殖]

冬場の厳しい気象条件もあってか、遊佐の海面において、養殖業（知事免許による区画漁業権の設定）の着業実態はない。

一方で、遊佐地先で主な漁獲物となっている、まだい、ひらめ、かれい、がざみ（わたりがに）、くるまえばい、あわび、さざえ、いわがきなどは、既に我が国において、養殖用種苗としての生産技術が確立された魚種である²⁶⁾。また、しろさけ、さくらますのふ化放流技術についても確立されている²⁷⁾。

平成 29 年 9 月、遊佐の吹浦地区において、産学官連携によるさくらますの陸上養殖実証の試験研究が新たにスタートしている²⁸⁾。なお、陸上養殖業の着業に係る法規制は、うなぎ養殖業以外にはない²⁹⁾³⁰⁾。

[遊漁]

「漁業を営む行為」ではないが、女鹿地区の岸から約 4,000m 沖合の共同漁業権の外縁線沿い及び吹浦港の西方沖の 2 つの天然礁周辺は春、秋にかけて、ひらめ、まだい・ちだい、きす、あじ等を採捕する釣り人による遊漁の実態がある。

4. まとめ

- ・海共第 2 号共同漁業権区域内の「遊佐漁場」における「遊佐の漁業者」の漁業実態をとりまとめた。
- ・遊佐漁場の底質は吹浦港の北の岸沿いは岩礁、それ以外の海域は砂泥質とみられ、漁場内には小さな天然礁が 2 つある。
- ・岸から約 1,000m 沖合の水深は約 10m、更に 1,000m 離れるごとに 10m ずつ深くなり、共同漁業権沖出し 4,000m の水深は約 40m である。
- ・遊佐と酒田の漁業者団体による入会協定により、遊佐の漁業者の専属漁場は、北緯 39 度 2 分 7.9 秒東経 139 度 51 分 46.7 秒の点付近から北緯 39 度 3 分 14.5 秒東経 139 度 47 分 10.1 秒の点付近に至る直線以北の海域であるⁱ⁾。
- ・遊佐漁場では、浮刺網をはじめ 16 種類の漁具・漁法の実態があり、同漁場で操業する漁船隻数は 32 隻、漁業経営体数は 63 である。
- ・遊佐を代表する浮刺網、底刺網、簗は第二種共同漁業、壺・箱は第一種共同漁業であり、知事の免許を受けた山形県漁協が権利主体である。
- ・遊佐の代表的な漁獲物は、まだい・ちだい、ひらめ、かれい、はたはた、ぶり・いなだ、さくらます、しろさけ、たこ、いわがき、あわびである。
- ・浮刺網、底刺網等の主漁場の水深帯は、15～30m である。これら以外に、漁具は固定しないが、漁場内を漁船で広範囲に動き回って操業を行う漁業が存在する。
- ・遊佐の漁業者は、月光川、日向川等のふ化放流事業によって支えられてい

ⁱ⁾ 位置座標に「付近」との表現を使っている理由については、協定中の位置表示がロラン(long range navigation) C であったため、日本測地系座標の読み取りを経て、世界測地系座標に変換したことによる誤差を踏まえたことによるもの。

るしろさけ、さくらますを伝統的に漁獲している。

- ・このレポートは、名古屋大学大学院環境学研究科の梶脇利彦が漁業関係者の協力を得て実施した聴取調査を基本として、公表されている公的機関の資料で補完しつつ、山形県及び遊佐町担当者のご尽力もいただき、平成 29 年 12 月 20 日にとりまとめたものである。

5. 添付資料

別添 1 遊佐・酒田地区の共同漁業権区域内の入会概念図

別添 2 庄内浜の海共第 2 号共同漁業権区域内における遊佐の漁業実態

別添 3 遊佐の漁場利用概念図

別添 4 遊佐の漁具・漁法概念図

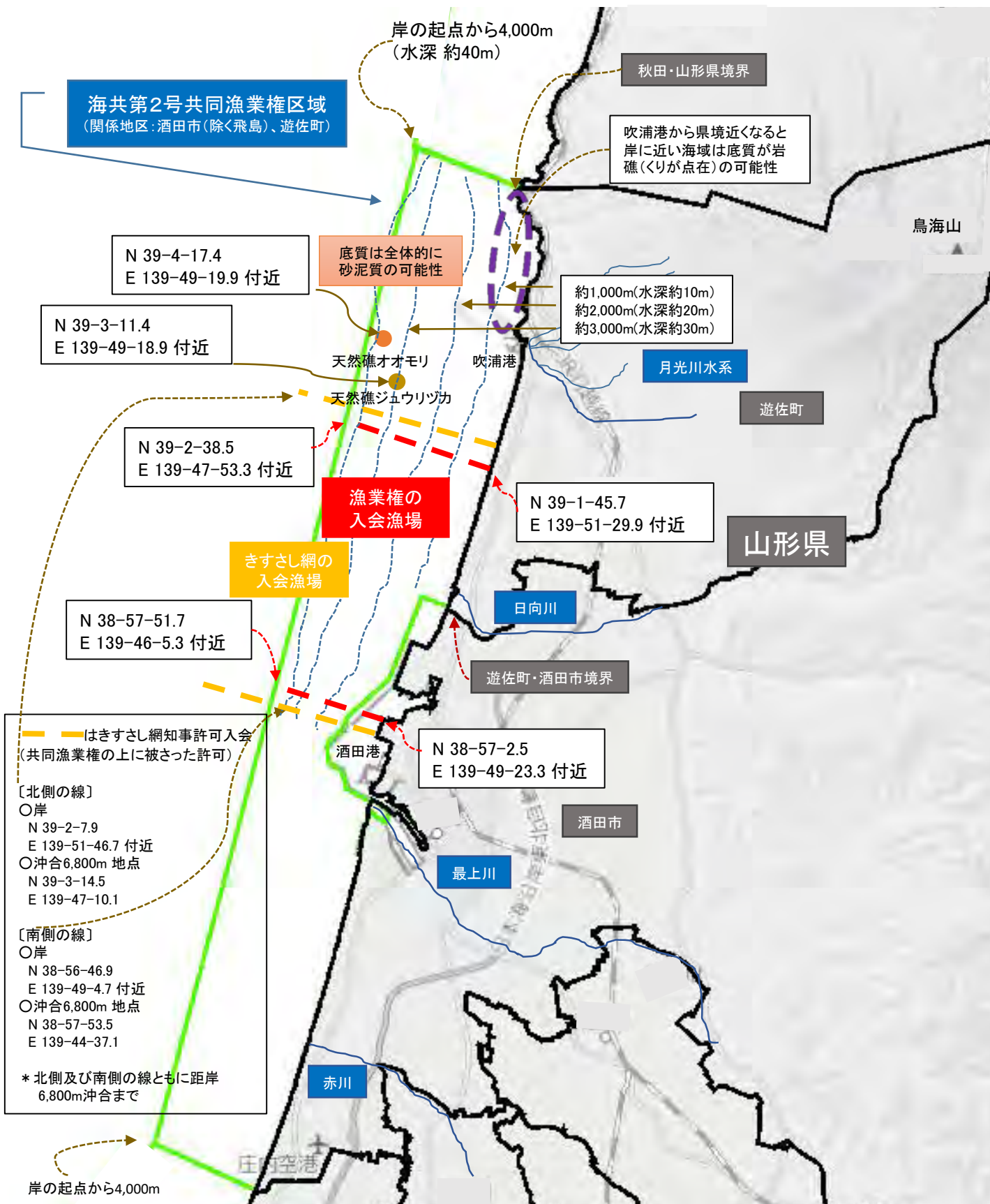
6. 参考文献等

- 1) 土岐田正勝：第五編 第二章 第五節 近世遊佐の漁業，遊佐町史，遊佐町編纂，p836-849(2008)
- 2) 藤山豊：山形縣漁業誌，栄進堂活版所（印刷），p121-144（1898）
- 3) 岡本信男：日本漁業通史，水産社，p13-59（1984）
- 4) 山形県ホームページ：山形県エネルギー戦略（2017）
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050016/yamagataprefenergyplan.html> [アクセス 2017. 10. 30]
- 5) 遊佐町ホームページ：「遊佐町エネルギー基本計画」を作成しました（2014）
http://www.town.yuza.yamagata.jp/ou/chiiki/kankyo/files/yuza_enekeikaku.pdf [アクセス 2017. 10. 30]
- 6) 茂木昭夫：東北地方の海浜型について，東北地理学会誌，第 12 巻第 4 号，p103-114(1960)
- 7) 海上保安庁：航海用海図 W145 新潟港至男鹿半島，一般財団法人日本水路協会（2011）
- 8) 海上保安庁：大陸棚の海の基本図 6660 飛島西方海底地形図，一般財団法人日本水路協会（1996）
- 9) 海上保安庁海洋情報部ホームページ：海洋速報&海流推測図
http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/exp/tsushima_cur.html [アクセス 2017. 10. 30]
- 10) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構ホームページ Neo Wins（洋上風況マップ）

- http://app10.infoc.nedo.go.jp/Nedo_Webgis/index.html [アクセス 2017. 10. 27]
- 11) 大蔵省印刷局：厚生省告示第 325 号，官報第 10980 号(昭和 38 年 7 月 24 日)，p3(1963)
 - 12) 大蔵省印刷局：厚生省告示第 247 号，官報第 13356 号(昭和 46 年 6 月 30 日)，p10 (1971)
 - 13) 大蔵省印刷局：環境省告示第 66 号，環境省告示第 67 号，官報第 4885 号(平成 20 年 8 月 5 日)，p8-9 (2008)
 - 14) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 33 条
 - 15) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項
 - 16) 漁業法研究会編集：改訂 3 版漁業制度例規集，大成出版社，p379 (2013 年)
 - 17) 山形県庁ホームページ：海面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等の決定，山形県公報第 2430 号(平成 25 年 3 月 26 日)，p386-387 (2013)
http://www.pref.yamagata.jp/sm/kenkoho/pdf/koho2478_20130913.pdf?1509257129[アクセス 2016. 9. 21]
 - 18) 山形県漁協：山形県漁業協同組合合併 50 周年記念 50 年のあゆみ，p74-75 (2016)
 - 19) 山形県：漁業法第十一条の規定に基づく共同漁業の免許内容，山形県公報号外（第四十二）(昭和 38 年 5 月 7 日)，p2-6 (1963)
 - 20) 大洋漁業：日本の漁具と漁法，p195-199 (1984)
 - 21) 庄内総合支庁産業経済部水産課：山形県の漁具漁法 (2007)
 - 22) 山形県ホームページ：漁業の免許，山形県公報第 2478 号（平成 25 年 9 月 13 日），p995 (2013)
http://www.pref.yamagata.jp/sm/kenkoho/pdf/koho2478_20130913.pdf?1509257129 [アクセス 2016. 9. 21]
 - 23) 山形県ホームページ：山形県海面漁業調整規則（昭和 39 年山形県規則第 58 号）
http://www3.e-reikinet.jp/yamagata-ken/dlw_reiki/339902100058000000MH/339902100058000000MH/339902100058000000MH.html [アクセス 2017. 8. 4]
 - 24) 山形県ホームページ：平成 28 年度山形県の水産，p24-25 (2017)
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/shonai/337049/yamagata28.html> [アクセス 2017. 10. 30]

- 25) 水産業協同組合法（昭和 23 年法律 242 号）第 78 条
- 26) : 国立研究開発法人 水産研究・教育機構：平成 27 年度栽培漁業・海面
養殖用種苗の生産・入手・放流実績（全国）～総括編・動向編～，8-11
(2017)
- 27) 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 北海道区水産研究所ホームペ
ージ：さけます人工ふ化放流計画集録（平成 28 年度）
<http://salmon.fra.affrc.go.jp/zousyoku/plan/H28syuuroku.pdf> [ア
クセス 2017. 11. 13]
- 28) 荘内日報：平成 29 年 9 月 28 日，1 面
- 29) 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条
- 30) 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成 26 年政令第 324 号）第 1
条

遊佐・酒田地区の 共同漁業権区域内の入会概念図



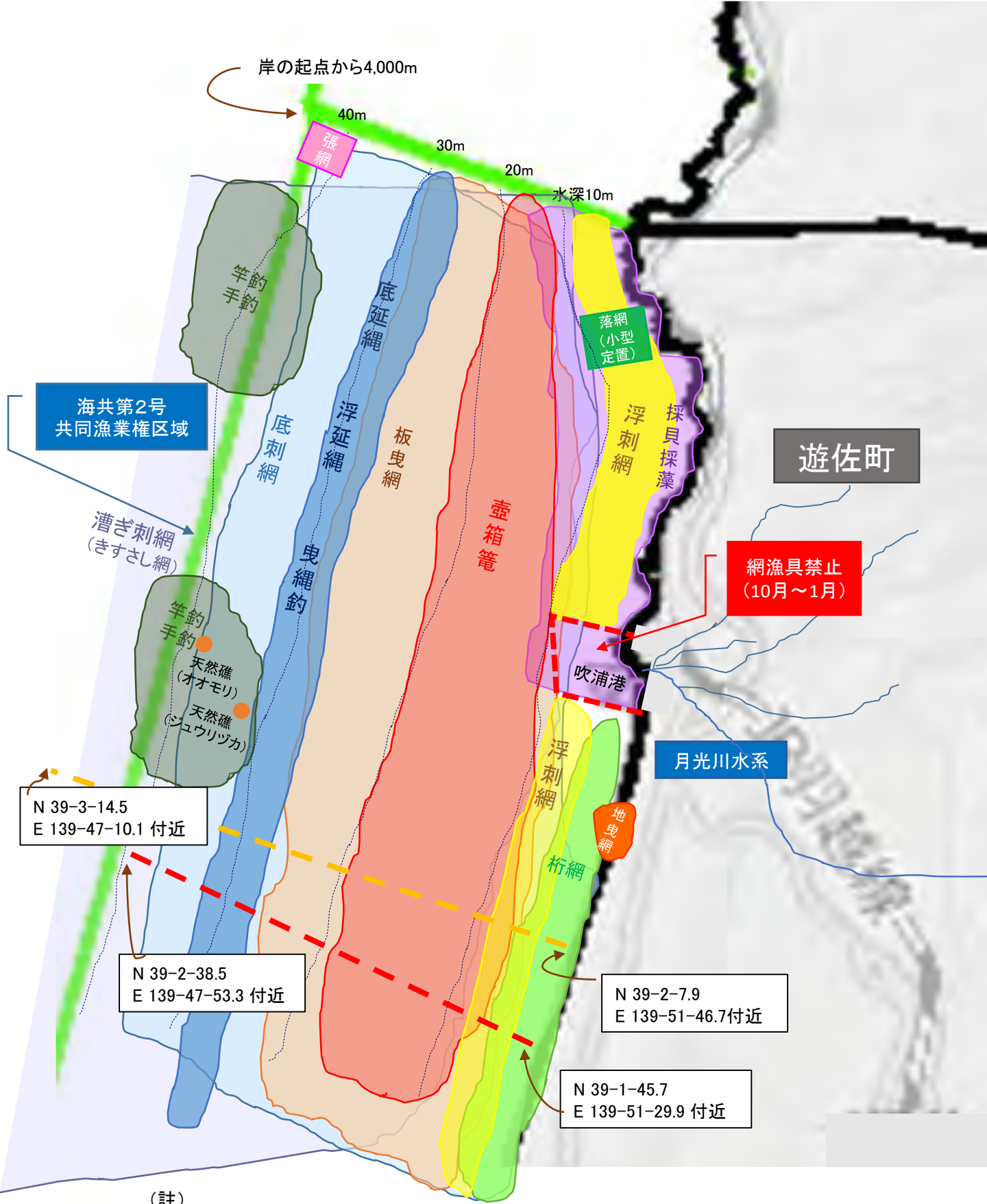
(註)

1. 陸地及び共同漁業権ラインの原図は海上保安庁公表の海洋台帳
(<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/>)
2. 緯度経度は、世界測地系による変換座標

庄内浜の海共第2号共同漁業権区域内における遊佐の漁業実態

漁具・漁法 固定・非固定	遊佐で実態のある 漁具・漁法	行政による免許・許可付与の有無		主な漁獲物	主操業時期	主漁場の 水深	漁具・漁法の特徴	漁業 経営体数 (漁労従事 の数)	漁船 隻数	漁場 占有 の程 度	備考
		漁業権(知事免許) 〔免許保有者〕	知事許可漁業 〔許可保有者〕								
概ね固定 (移動しない)	① ^{うきさしあみ} 浮刺網	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	まだい・ちだい、さくらます、しろさけ	3～6月(さくらます) 9～12月(その他)	10m前後	1網の長さ約40～60m ×4網(160～240m)を 1組とし通常2組を海面 に敷設	23	23	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は南北に敷設
	② ^{そこさしあみ} 底刺網	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	ひらめ、かれい、はたはた、めばる、 がざみ、くるまえび	2～12月	5～40m	1網の長さ約40～60m ×15網(600～900m) を1組とし通常4組を海 面に敷設	7	7	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は等深線に沿って 南北に敷設
	③ ^{おとしあみ} 落網(小型定置)	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	しろさけ、さくらます、はたはた、まだ い・ちだい、ぶり・いなだ、まあじ	3～6月(さくらます) 9～12月(その他)	10m前後	海底に1組敷設(面積 約40,000㎡)	1	1	小	39-06N, 139-52E付近
	④ ^{はりあみ そこたてあみ} 張網(底建網)	-	張網 〔個人〕	やりいか、まだい・ちだい、ひらめ	5～8月	40m前後	海底に2組敷設(面積 約150,000㎡)	1 (2)	1	小	39-07N, 139-50E付近
	⑤ ^{そこはえなわ} 底延縄	自由漁業		まだい・ちだい、たこ、とらふぐ	周年	30m前後	1縄の長さ約700m を1組とし通常5組を海 底に敷設	2	2	大	
	⑥壺・箱	第一種共同 〔山形県漁協〕	-	たこ(いいだこ、みずだこ)	3～7月	15m前後	1縄の長さ約800m を1組とし通常4組を海 底に敷設	4	4	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は南北に敷設
	⑦ ^{かご} 籠	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	ばい	4～9月	10～20m	1縄の長さ約800m を1組とし通常4組を海 底に敷設	2	2	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は等深線に沿って 南北に敷設
	⑧ ^{じびきあみ} 地曳網	第三種共同 〔山形県漁協〕	-	まあじ等、諸々	6～9月	10m以浅	陸上からの揚網	1	1	小	観光目的
概ね非固定 (移動する)	⑨ ^{いたびきあみ} 板曳網	-	小型機船底びき網 〔個人〕	こあみ(こぶひげはまあみ)	3～8月	10～30m	漁具は漁船と一体的 に運用	4 (1名程度/ 経営体)	4	中	
	⑩ ^{けたあみ} 桁網	-	小型機船底びき網 〔個人〕	あさり(こたまがい)	4～12月	10m以浅	漁具は漁船と一体的 に運用	4 (1名程度/ 経営体)	4	中	
	⑪ ^{こ さしあみ} 漕ぎ刺網	-	さし網 〔個人〕	きす	6～10月	10m以深	漁具は漁船と一体的 に運用	2	2	中	
	⑫ ^{うきはえなわ} 浮延縄	自由漁業		まだい、さくらます、さわら	周年	30m前後	1縄の長さ約700mを1 組とし通常5組を海面 に敷設し潮流に流す	2	2	中	
	⑬ ^{ひきなわづり} 曳縄釣	自由漁業		ぶり・いなだ	5～12月	30m前後	漁具は漁船に装着	2～5	2～5	小	
	⑭竿釣・手釣	自由漁業		まだい・ちだい、ひらめ、ぶり、めばる	6～12月	40m前後 の礁周辺	漁具は手持ち又は漁 船に固定	2～5	2～5	小	
	⑮雑漁具 ^{こうれんぐ きょうれいぐ} (鉤鎌具・挟振具)	第一種共同 〔山形県漁協〕	-	てんぐさ、わかめ、のり、あおさ、もず く、いぎす	12～3月(のり) 4～7月(その他)	5m以浅	漁具は手持ち	30	8	小	遊佐の代表的な漁法 吹浦港岸壁、同港以北 の岩礁及び比子地区地 先のヘッドランドが漁場
	⑯簡易潜水器・素潜り ^{すもぐ} (搔剥具)	第一種共同 〔山形県漁協〕	-	あわび、さざえ、いわがき、いがい、 にしがい、うに、なまこ、たこ	6～8月(いわがき) 12～8月(その他)	15m以浅	漁具は手持ち	28	16	小	遊佐の代表的な漁法 吹浦港岸壁、同港以北 の岩礁及び比子地区地 先のヘッドランドが漁場

遊佐の漁場利用概念図

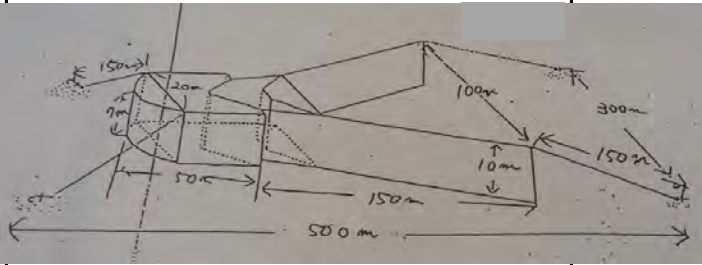
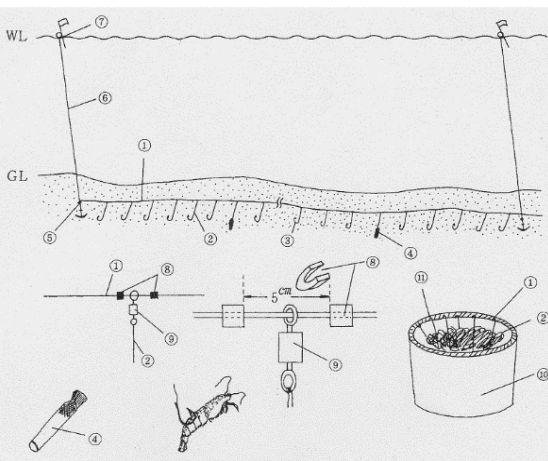
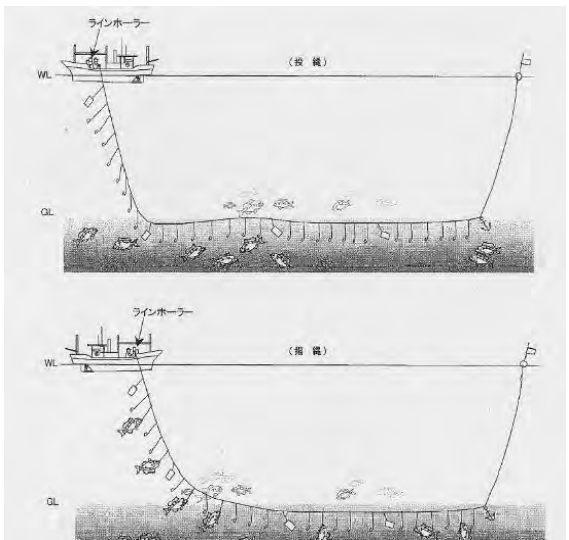
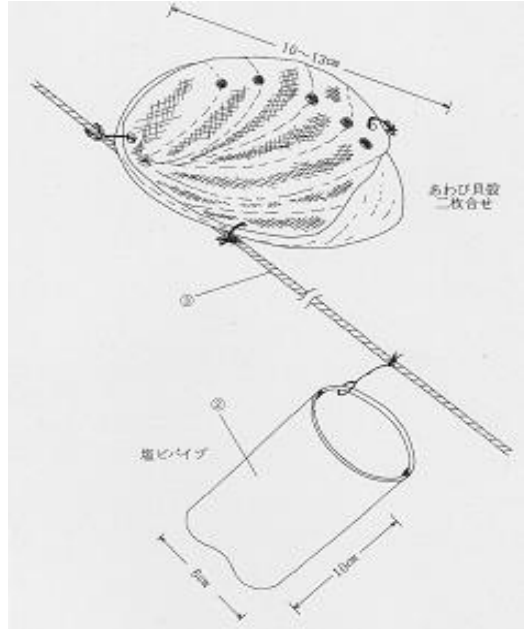
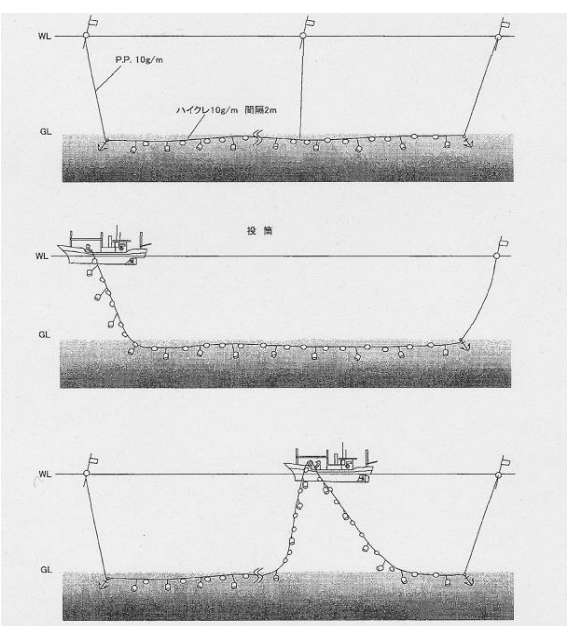


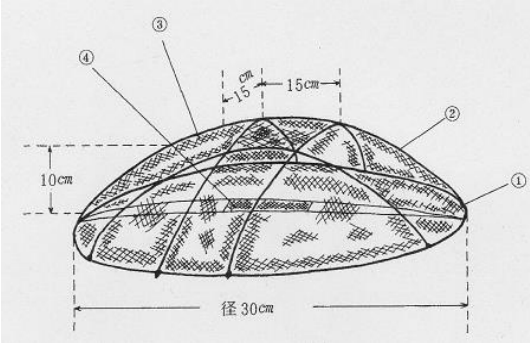
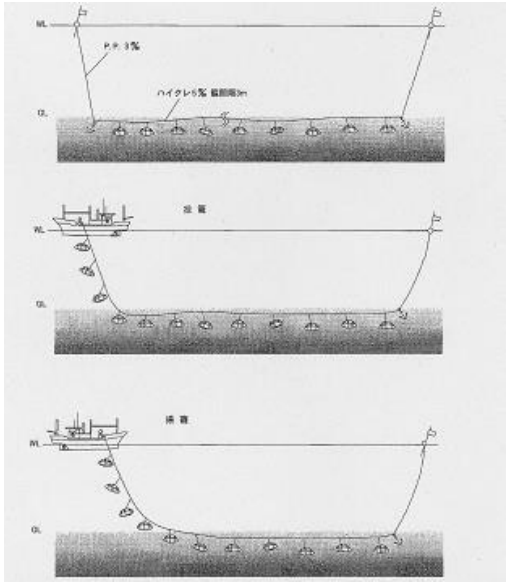
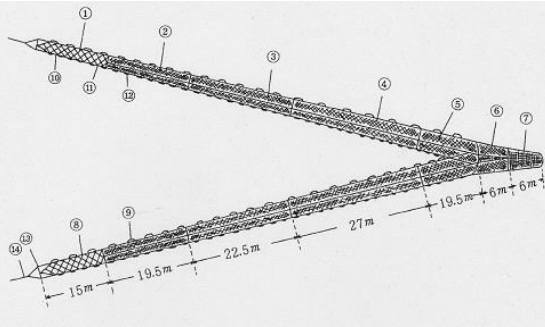
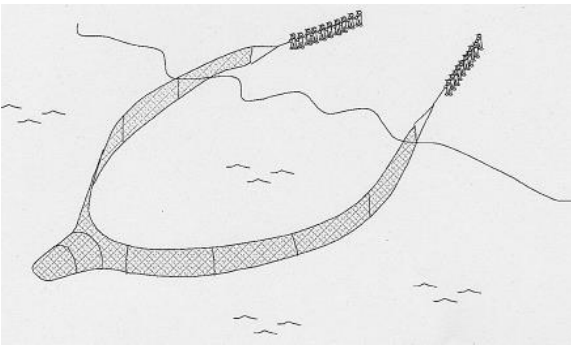
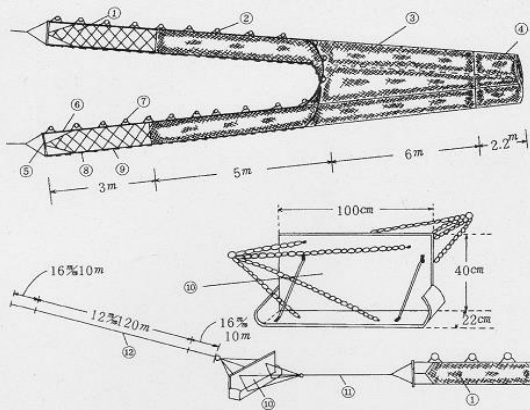
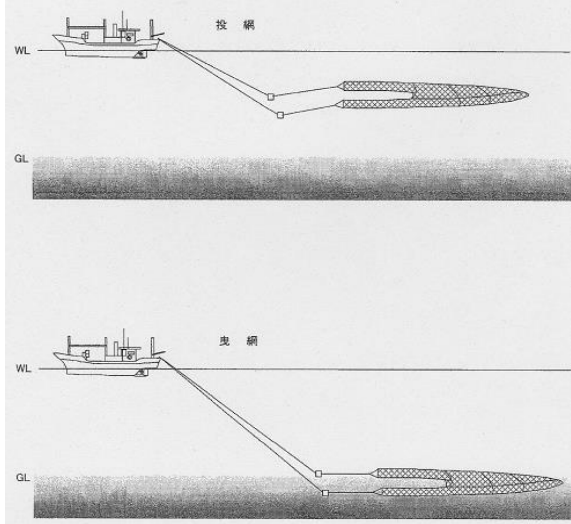
(註)

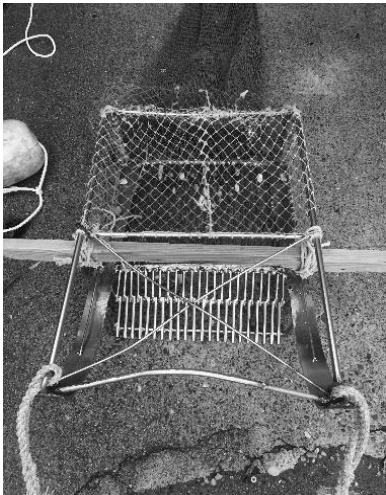
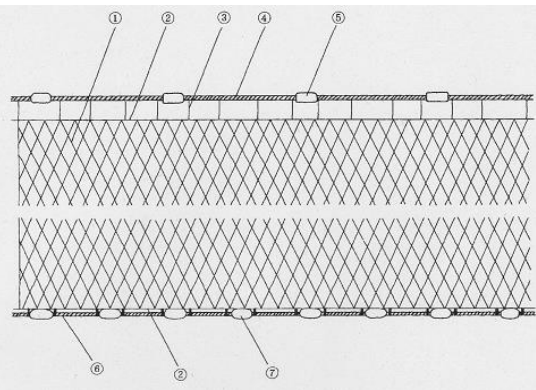
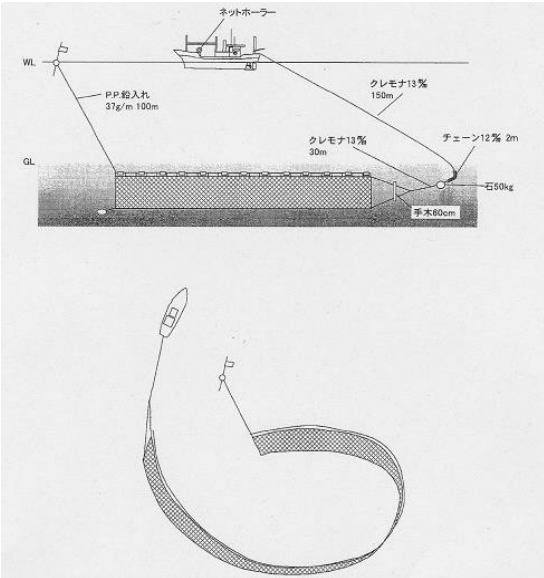
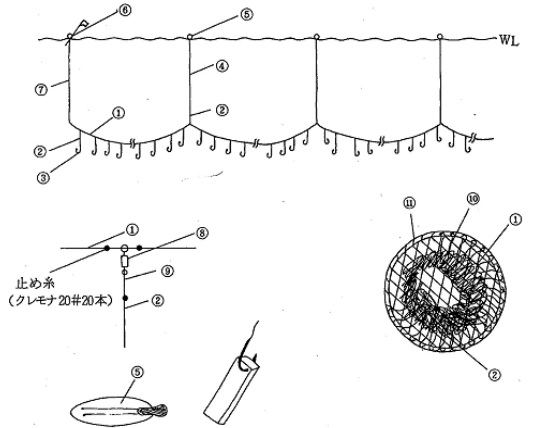
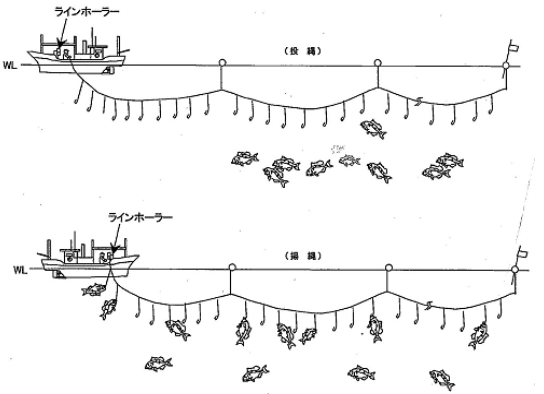
1. 陸地及び共同漁業権ラインの原図は海上保安庁公表の海洋台帳
(<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/>)
2. 緯度経度は、世界測地系による変換座標

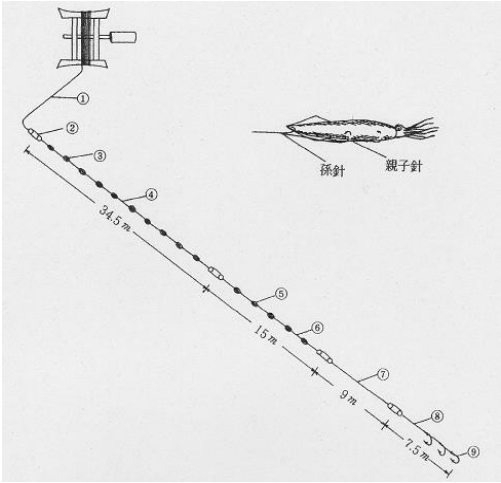
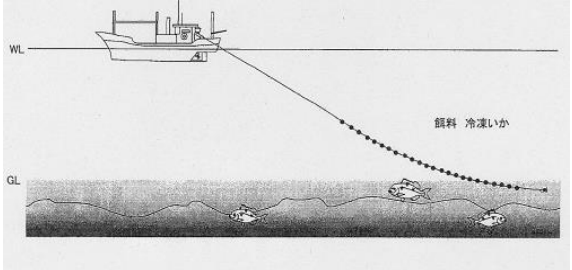
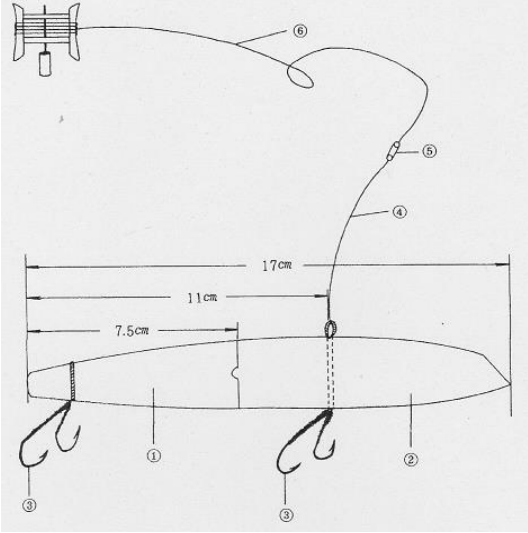
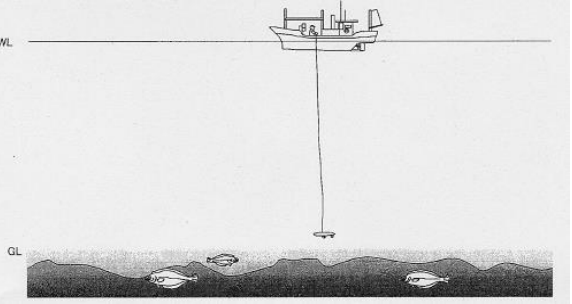
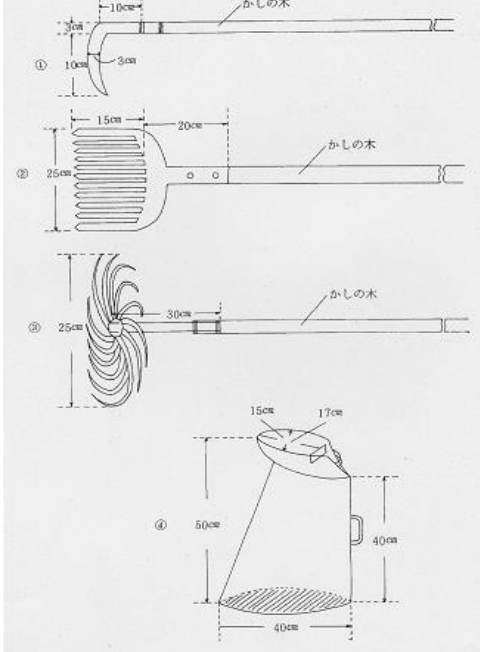
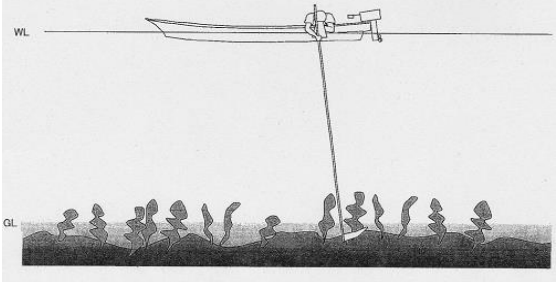
遊佐の漁具・漁法概念図

漁具・漁法	漁具の構造	操業方法
①浮刺網		
②底刺網		
③落網 (小型定置)		

漁具・漁法	漁具の構造	操業方法
④張網 (底建網)	* 1 	* 2  海底に敷設した網をこの船の舷側か引き揚げる操業方法
⑤底延縄		
⑥壺・箱		

漁具・漁法	漁具の構造	操業方法
⑦ 籠		
⑧ 地曳網		
⑨ 板曳網		

漁具・漁法	漁具の構造	操業方法
⑩桁網	* 2  網口につける桁部分	* 2  ⑨の板曳網のような方法によりこの漁具で海底を曳く
⑪漕ぎ刺網		
⑫浮延縄		

漁具・漁法	漁具の構造	操業方法
⑬曳縄釣		
⑭竿釣・手釣		
⑮-1 鉤鎌具		

漁具・漁法	漁具の構造	操業方法
⑮-2 挟振具		
⑯ 搔剥具		

(出典)

無印 庄内総合支庁産業経済部水産課:山形県の漁具・漁法(2007)

* 1 庄内総合支庁産業部水産振興課提供

* 2 漁業者の協力による撮影